

# Q&A

## 奈良市文化振興補助金（令和7年度開催事業）

### 提出書類について

- Q メールでの提出は可能ですか。
- A メールでのみの提出は受け付けておりません。応募においては、紙ベースで正本を1部、副本8部を持参もしくは送付により合計9部提出してください。
- Q 応募書類の書き方でわからない点があります。どのようにすればいいですか
- A 募集要項 P.15 以降に記入例を掲載しておりますので参考にしてください。ご不明な点があれば文化振興課まで、メールにてお問い合わせください。

### 補助金の区分について

- Q 事業規模が小さく数10万円の予算なのですが、都市文化推進支援事業に応募しても良いですか。
- A **都市文化推進支援事業に応募できるのは、市域を超えた参加又は地域活性化が見込まれる事業に限ります。** 審査項目が異なるため、規模が小さい事業（補助要望額50万円以下）は、原則、市民文化活動支援事業への応募をお願いします。
- Q 「市民活動支援事業」と「スタートアップ支援事業」の両方に応募することはできますか？
- A **両方に応募することはできません。** 当補助金は、区分に関わらず「1団体につき1事業のみ」の応募です。

### 「市民文化活動支援事業」「都市文化推進支援事業」について

- Q 市外での事業も対象になりますか。
- A 「市民文化活動支援事業」は、基本的に奈良市民が参加でき、文化に触れる事業が対象となります。「都市文化推進支援事業」は、奈良という都市の文化を醸成させる事業が

対象となります。それぞれの要件を満たしているならば、市外事業であっても対象となります。ご不明な点があれば文化振興課までメールにてお問い合わせください。

## 「スタートアップ支援事業」について

Q 普段は奈良市内で活動していませんが、来年度は奈良市内での事業開催を予定しています。応募は可能ですか？

A 応募は可能です。ただし、募集要項 P.2 に記載している通り、「市内での継続的な展開が見込まれる文化活動」が対象となりますので、ご注意ください。

Q 過去に文化振興補助金に採択されたことがある事業について、スタートアップ支援事業に応募できますか？

A 応募は可能です。ただし、事業内容に関しては新規性や拡充性を有するものに限りです。著しく新規性や拡充性が低い事業については不採択となる可能性があります。

Q 既存事業を定期開催していますが、今回は事業内容を大幅に変更する予定です。この場合、スタートアップ支援事業には応募できますか？

A 応募は可能ですが、著しく新規性や拡充性が低い事業については不採択となる可能性があります。事業計画書に新規性や拡充性について、具体的かつ詳細に明記してください。

Q 過去に奈良市で事業を不定期開催していましたが、この度、数年ぶりに事業を開催することになりました。この場合、スタートアップ支援事業の対象となりますか？

A 不定期開催や隔年開催であっても、既存事業と内容が同じであれば対象となりません。ただし、既存事業でも、新規性の高い企画を実施する場合や、規模等を拡充して行う場合は対象となります。

Q 令和6年度のスタートアップ支援事業に採択されています。令和7年度も継続して応募できますか？

A 応募は可能です。ただし、新規性や拡充性については審査の対象となります。

## 経費について

Q 令和7年3月中に請求されたものを令和7年4月に支払いました。支払い日が令和7年4月1日以降であれば補助対象経費になりますか。

A **補助対象外です。**支払い日に関わらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに請求が発生した経費が補助対象です。

Q 近鉄の特急料金や新幹線の指定席料金は補助対象になりますか。

A 特急列車・新幹線の場合、**片道100km以上のものは、運賃に加え、特急・急行料金と座席指定料金を補助対象とすることができます。**ただし、グリーン車（特別車両料金）は対象外です。

（例）近鉄京都駅ー近鉄奈良駅の特急料金：補助対象外経費

京都駅ー東京駅（新幹線）の指定席特急料金：補助対象経費

Q 交通費を概算で支払ってもいいですか。

A **概算で支払った場合、補助対象外となります。**原則として、交通費は実費のみを補助対象経費として計上してください。

Q 出演者への謝金に交通費を含めたものを補助対象経費とできますか。

A 可能ですが、謝金に含まれている交通費分の詳細（路程や金額）が分かるように報告してください。なお、謝金を支払う場合、所得税の源泉徴収については、所得税法に基づき適切に行ってください。

Q 団体構成員が事業のために公共交通機関を使用しました。

経費計上に必要なものはありますか。

A 交通費の計上には、支出を証する書類が必要です。新幹線など交通機関からの領収書が取得できる場合は実績報告時に添付してください。近距離移動などで領収書の取得が難しい場合は、別途書類を提出いただきます。

Q 自家用車で移動した交通費を、電車で移動した場合の電車賃に置き換えて支払ってもいいですか。

A **電車賃を補助対象経費にできるのは、実際に電車で移動した場合のみです。**車で移動した場合は、移動距離に対するガソリン代のみを補助対象経費としてください。

## 広報支援について

Q どのような広報支援を受けられますか。

A 広報支援は以下の3つです。補助金の交付決定後に、申請書を別途提出してください。申請書の様式をホームページからダウンロードしてください。

- しみんだより掲載
- 文化振興課のX（旧 Twitter）投稿（フォロワー約4,000人）
- 公共施設へのチラシ設置（最大65施設）

Q チラシの補助金の交付を受けていることを記す必要はありますが、補助金の交付決定より前に、チラシを印刷しないと事業の開催に間に合いません。

A 交付候補事業となった事業で、交付決定通知（令和7年4月ごろ通知）以前に印刷を行う必要がある場合は、「奈良市文化振興補助事業（予定）」と表記してください。

Q しみんだよりへの掲載を希望しています。どうしたらいいですか。

A 補助金の交付決定後に、指定の様式で申請書を提出してください。申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

なお、月の初旬（10日まで）に開催する事業については、原則その前月号への掲載となります。掲載を希望する場合、掲載号の2か月前の5日までにご提出をお願いします。

（例）5月9日に開催する事業は、4月号掲載となるので、2月5日までに申請をお願いします。